

「2025年日本国際博覧会 カートの運行等業務」に係る企画提案 公募要領

1 業務の趣旨・目的

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「本協会」という。）では、2025年日本国際博覧会（以下、「万博」という。）期間中、多数の公式参加者等の来場を見込んでおり、その移動手段の整備が求められている。そこで、電動カートの運行に係る一連の業務（以下、「本業務」という。）を外部委託することで、公式参加者等の会場内における安全かつ円滑な移動に資することを目的とする。

2 業務の名称

2025年日本国際博覧会 カートの運行等業務

3 業務の概要

「仕様書」のとおり。

※ただし、仕様書は当協会に仕様書等提供申込書兼守秘義務誓約書（様式1）、参加表明書（様式2）及び参加資格保持誓約書（様式3）を提出した者に開示する。

4 契約期間

契約締結日から2025年12月31日まで

5 委託上限額

金3億8千万円（税込）

ただし、契約書「2025年日本国際博覧会カートの運行等業務」特約条項の通り。

6 スケジュール

2024年12月27日（金）	公募、仕様書等提供申込、提案書類受付、質問受付開始
2025年1月10日（金）	仕様書等提供申込受付締切
2025年1月15日（水）	質問締切
2025年1月20日（月）	質問回答
2025年1月31日（金）	提案書類提出締切
2025年2月上旬（予定）	選定委員会
2025年2月中旬（予定）	審査結果通知、最優秀事業者公表
2025年2月下旬（予定）	契約締結
2025年12月31日（水）	業務終了（報告書提出）

7 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下、「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。また、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

（1） 次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 共同企業体に係る事項
 - ① 業務形態
構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することがないようにすること。
 - ② 代表者要件
代表者は指名を受けた構成員とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

8 応募の手続き

本業務の提案に参加を希望する者は、次の手順に従って手続きを進めること。

管理費の水準は事業者で設定のうえ提案し、当該費率の理由を提案書中に明確に示すこと。

(1) 公募要領等の配布

ア 配布期間

2024年12月27日（金）から2025年1月31日（金）まで

イ 配布方法

協会ホームページからダウンロードすること。

（郵送による配布は行わない。）

(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

ウ 配布物

- ・ 公募要領（本紙）
- ・ 仕様書（別添1） ※
- ・ 応募書類
 - － 企画提案書作成要領
 - － 仕様書等提供申込書 兼 守秘義務誓約書（様式1）
 - － 参加表明書（様式2）
 - － 参加資格保持誓約書（様式3）
 - － 応募金額提案書（様式4）
 - － 共同企業体届出書（様式5）
 - － 共同企業体協定書（様式6）
 - － 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式7）
 - － 使用印鑑届（様式8）
 - － 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式9）
 - － 暴力団排除条例に基づく誓約書（様式10）
 - － 質問票（様式11）
 - － 委任状（様式12）
- ※ 8（1）エ により提供
- ・ 契約書（別添2）

エ 仕様書等の提供

① 提供申込期間

2024年12月27日(金)から2025年1月10日(金)午後5時まで
※2024年12月28日(土)から2025年1月5日(日)を除く
午前10時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)

② 提供申込方法

仕様書等の提供を希望する事業者は、仕様書等提供申込書 兼 守秘義務誓約書(様式1)、参加表明書(様式2)、参加資格保持誓約書(様式3)の電子データ(PDF)を電子メールにより下記③送付先へ提出すること。

※「件名」に「【仕様書等提供申込】2025年日本国際博覧会 カートの運行等業務」と明記すること。

※口頭、電話、FAXによる開示申請は受け付けない。

③ 送付先

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会カートプロジェクトチーム

送付先メールアドレス: cart_project_team@expo2025.or.jp

④ 開示方法

電子メールにより順次開示する。

(2) 質問の受付及び回答

ア 受付期間

公募開始日から2025年1月15日(水)午後5時まで

イ 提出方法

電子メール(cart_project_team@expo2025.or.jp)で受け付ける。

※ 「件名」の始めに「【質問】「2025年日本国際博覧会 カートの運行等業務」と明記し、質問内容を「質問票」(様式11)に記載して添付すること。

※ 口頭、持参、電話、FAXによる質問は受け付けない。

※ 協会への質問送信後、電話でのメール到達確認は不要とする。

※ 質問内容に応募者を特定できる内容を記載してはならない。応募者を特定できる内容の記載がある場合、当該質問に対する回答は行わない。

※ 受付期間以外に提出された質問に対する回答は行わない。

ウ 質問の回答

質問はとりまとめ、回答は仕様書等の開示を受けた事業者に対して、1月20日(月)までに電子メールにより行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【「2025年日本国際博覧会 カートの運行等業務」の企画提案公募について】に掲載する。(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

(3) 提案書の受付

ア 受付期間

2024年12月27日(金)から2025年1月31日(金)午後5時まで

イ 応募書類の提出方法

下記宛先へ郵送により提出すること。(持参による提出は不可)

宛先: 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会

カートプロジェクトチーム(国際局内 担当: 軍司)

〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16

大阪府咲洲庁舎43階(受付)

※ 提案時に必要な書類(紙、電子媒体に収納したファイル)は、特定記録等の配送状況を追跡できるものの郵送により提出すること。

※ 2025年1月31日(金)までの消印があるものを有効とする。

※ 受付期間中に電子メール(送信先:

cart_project_team@expo2025.or.jp) で応募した旨を送信すること。

ウ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

- (4) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。尚、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除すること。

【応募時に必要な書類】

- ① 企画提案書等（様式自由：原本1部、副本3部）
- ③ 応募金額提案書（様式4：原本1部、副本3部）
- ④ 共同企業体で参加の場合
 - ・共同企業体届出書（様式5：原本1部）
 - ・共同企業体協定書（写し）（様式6：原本1部）
- ⑤ 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）（様式7：Excel形式）
- (5) 応募書類の返却
応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。なお、応募書類は本件に係る提案者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- (6) 応募書類の不備
応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。
- (7) その他
 - ① 応募は1者1提案とする。（共同企業体構成員として参加する場合を含む）
 - ② 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体（CD-R等）での提出も行うこと。
 - ③ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。
＜例＞「2025 年日本国際博覧会カートの運行等業務委託」提案書 株式会社〇〇（法人名）
 - ④ 書類提出後の差し替えは認めない。（協会が補正等を求める場合を除く。）
 - ⑤ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

9 説明会

実施しない。

10 審査の方法

(1) 審査方法

審査は、書類審査により行い、(2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。但し、最高点が複数いる場合は、安価な者を最優秀提案者とする。

最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しない。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
①輸送実施計画書作成に	・輸送実施計画書作成において、来場者輸送業務の実績、経験等を踏まえ、業務の実施方針、取り組み体制、運行	10点

おける配慮事項	上の配慮、その他の記載事項について適切に提案されているか。	
②電動カートの安全・円滑な運行 良好な接遇	・ 来場者輸送業務の実績、経験等を踏まえ、また、走行ルートと管理動線などカートが通れる動線の特性を勘案して、安全かつ円滑に運行するための留意事項及び着眼点が示されているか。 ・ 万博会場には多様な方が来場され、カートを利用することが想定される。来場者に満足いただける接遇を行うための研修体制がととのい、スタッフの接遇の質を担保できているか。	30点
③想定輸送需要に対応した運行計画と需要の変動や突発事象への対応方針	・ 想定輸送需要に対応した効率的な運行計画になっているか、また、運行の実現性が確保された具体的な提案になっているか。 ・ 予約の増加や電動カート車輛の故障、運転手の急病等の突発事象に対して、柔軟かつ機動的に輸送力を確保できる体制や工夫、仕組み等について、実現性があり、且つ具体的に示されているか。	20点
④その他仕様書に記載されていない提案	・ 仕様書に記載されていない項目について、優れた提案がなされているか。	10点
⑤価格点	・ 価格点の算定式 満点×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	30点
合計		100点

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【「2025年日本国際博覧会 カートの運行等業務」の企画提案公募について】において公表する。
(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

- ① 最優秀提案者（名称（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名）・評価点・提案金額）
- ② 全提案事業者の名称 ※50音順（共同企業体の場合は加えてその代表構成員名）
- ③ 全提案事業者の評価点 ※得点順（応募者が2者であった場合、次点者の得点は公表しない。）
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 ※講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ① 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の応募提案者と応募した提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- (5) 契約交渉時の資格審査必要書類の提出
契約候補者は、選定委員会による審査後、以下資格審査に必要な書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。
【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】
 - ① 定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明すること。）
 - ② 法人登記簿謄本（１部）（発行日から３カ月以内のもの。）
 - ③ 納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）
 - ・本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
 - ・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
 - ④ 財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）
 - ・貸借対照表
 - ・損益計算書
 - ・株主資本等変動計算書
 - ⑤ 使用印鑑届（様式８：原本１部）
 - ⑥ 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式９：原本１部）
 - ⑦ 暴力団排除に基づく誓約書（様式10：原本１部）

11 契約手続きについて

契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で、契約を締結する。（別添２）

- ① 協会は、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス「CECTRUST-Lightサービス」による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、契約候補者に対し、協会から案内する。
- ② 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。その際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- ③ 契約金額の支払いについては、受託事業者から提出された業務完了報告について、協会が検査を実施し、その検査に合格することを条件とする。
- ④ 契約締結に際して、持続可能性の確保に向けた誓約書（様式９）を提出すること。
- ⑤ 契約締結に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第２項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式10）を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- ⑥ 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- ⑦ 契約候補者として決定した日から契約締結の日までの間に、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約候補者としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- ⑧ 契約候補者は、契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）
- ⑨ ⑧の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。
 - ・契約候補者が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ・契約候補者から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和二十二年四月三十日勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定に基づき、

財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

- ・ 契約候補者が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ・ 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ・ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ・ 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
- ・ 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟、点検等を委託する場合で、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- ・ 物品等を購入又は賃貸借する場合で、契約候補者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

12 持続可能性の確保

- (1) 採用者は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。
- (2) 採用者は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下、「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。
(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025or.jp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf)
- (3) 採用者は、協会が採用者におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけ（エコドライブの実施等）を含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。
- (4) 採用者は、協会が採用者による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。但し、採用者が協力に支障のあることについて正当な理由を有するとき、この限りではない。
- (5) 協会が採用者による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、採用者は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

13 その他

- ① 提案の応募にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。
- ② 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）及び刑法（明治四十年法律第四十五号）等を遵守すること。
- ③ 本公募に係る応募提案手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とする。